平成30年６月八戸市議会定例会

提　出　議　案

6月市議会定例会に付議すべき事件

議案第97号　平成30年度八戸市一般会計補正予算 …… 別冊

議案第98号　人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて …… 5

議案第99号　八戸市市税条例等の一部を改正する条例の制定について …… 9

議案第100号　八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 23

議案第101号　八戸市蕪島プロムナード公園条例の制定について …… 25

議案第102号　八戸市立集会場条例の一部を改正する条例の制定について …… 31

議案第103号　八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について …… 37

議案第104号　八戸市乳幼児等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について …… 39

議案第105号　八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について …… 43

議案第106号　八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について …… 45

議案第107号　八戸市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について …… 47

議案第108号　八戸市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について …… 49

議案第109号　八戸市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について …… 51

議案第110号　八戸市体験学習施設条例の制定について …… 53

議案第111号　処分事件の報告及びその承認を求めることについて …… 59
（平成29年度八戸市一般会計補正予算の処分）

議案第112号　指定ごみ袋の買入れについて …… 61

議案第98号

人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者に別紙の者を推薦することについて意見を求める。

平成30年６月５日　提出

八戸市長　　小　　林　　眞

理　由

２人の委員の任期満了に伴う後任の委員の候補者を推薦することについて意見を求めるものである。

氏　名　　浅　石　晴　代

　　山　田　　実

議案第99号

八戸市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

八戸市市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年６月５日　提出

八戸市長　　小　　林　　眞

理　由

地方税法の一部改正に伴い、個人市民税に係る非課税の範囲の拡大及び基礎控除等の見直し、市たばこ税に係る税率の引上げ及び加熱式たばこの課税方式の見直し、生産性向上特別措置法に基づく認定先端設備等導入計画に従って中小事業者等が取得した償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例に関する規定の整備その他所要の改正をするためのものである。

八戸市市税条例等の一部を改正する条例

（八戸市市税条例の一部改正）

第１条　八戸市市税条例（昭和25年八戸市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第17条第１項中「によって」を「により」に改め、同条第３項中「この節」の次に「（第28条第10項から第12項までを除く。）」を加える。

第17条の２第１項中「市民税」を「、市民税」に、「によって」を「により」に改め、同項第２号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第２項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第21条の２中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第21条の５中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第１号ア及び第２号ア中「においては」を「には」に改める。

第24条第１項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「（所得税法第２条第１項第33号の４に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）」を加える。

第28条第１項中「よる申告書」の次に「（第10項及び第11項において「納税申告書」という。）」を加え、同条に次の３項を加える。

10　法第321条の８第42項に規定する特定法人である内国法人は、第１項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第１号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11　前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12　第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第１号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第73条を第73条の２とし、第２章第４節中同条の前に次の１条を加える。

（製造たばこの区分）

第73条　製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

⑴　喫煙用の製造たばこ

ア　紙巻たばこ

イ　葉巻たばこ

ウ　パイプたばこ

エ　刻みたばこ

オ　加熱式たばこ

⑵　かみ用の製造たばこ

⑶　かぎ用の製造たばこ

第74条の次に次の１条を加える。

（製造たばことみなす場合）

第74条の２　加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充塡したもの（たばこ事業法第３条第１項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充塡したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充塡したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第８条の２の２で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第３項第１号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第75条第１項中「第73条第１項」を「第73条の２第１項」に改め、「消費等」の次に「（以下この条及び第79条において「売渡し等」という。）」を加え、同条第２項中「前項の製造たばこ」の次に「（加熱式たばこを除く。）」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該」を「同表の」に改め、同項後段を削り、同項の表中「ア　パイプたばこ」を「ア　葉巻たばこ」に、「イ　葉巻たばこ」を「イ　パイプたばこ」に改め、同条第４項中「前項」を「前２項」に改め、「関し、」の次に「第４項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量」を加え、同項を同条第６項とし、同条第３項中「前項」を「第２項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を

加え、「場合の」を「場合又は前項第１号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第73条第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄」を「第73条」に改め、「喫煙用の」を削り、同項を同条第４項とし、同項の次に次の１項を加える。

５　第３項第２号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第75条第２項の次に次の１項を加える。

３　加熱式たばこに係る第１項の製造たばこの本数は、第１号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第２号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第３号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

⑴　加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の１グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法

⑵　加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の２の２で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

⑶　次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの１本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号）附則第48条第１項第１号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第８条第１項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の５に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第８項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア　売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第１項又は第２項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ　当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第２章第３節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ　アに掲げるもの以外の加熱式たばこ　たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条

第３項第２号ロ及び第４項の規定の例により算定した金額

第75条に次の４項を加える。

７　第３項第３号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

８　前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの第３項第３号アに定める金額又は紙巻たばこの１本の金額に相当する金額に１銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

９　第３項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に１本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10　前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第76条中「5,262円」を「5,692円」に改める。

第77条第３項中「第73条」を「第73条の２」に改める。

第79条第１項中「本節」を「この節」に、「第73条第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第３条の５第１項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第８条の２第17項を同条第18項とし、同条第16項の次に次の１項を加える。

17　法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

附則第15条の２第３項中「第37条の７」を「第37条の６」に、「第37条の９の４又は第37条の９の５」を「第37条の８又は第37条の９」に改める。

第２条　八戸市市税条例の一部を次のように改正する。

第75条第３項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第８条の２第15項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第16項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第17項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

第３条　八戸市市税条例の一部を次のように改正する。

第75条第３項中「0.6」を「0.4」に、「0.4」を「0.6」に改め、同項第３号中「附則第48条第１項第１号」を「附則第48条第１項第２号」に改める。

第76条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第４条　八戸市市税条例の一部を次のように改正する。

第75条第３項中「0.4」を「0.2」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第３号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号）附則第48条第１項第２号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第１項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第76条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第５条　八戸市市税条例の一部を次のように改正する。

第74条の２中「及び次条第３項第１号」を削る。

第75条第３項各号列記以外の部分を次のように改める。

加熱式たばこに係る第１項の製造たばこの本数は、次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

第75条第３項中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号を第２号とし、同条第４項中「又は前項第１号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第５項中「第３項第２号」を「第３項第１号」に改め、同条第７項中「第３項第３号」を「第３項第２号」に改め、同条第８項中「第３項第３号ア」を「第３項第２号ア」に改め、同条第９項を削り、同条第10項を同条第９項とする。

（八戸市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第６条　八戸市市税条例の一部を改正する条例（平成27年八戸市条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則第３条第２項中「新条例」を「八戸市市税条例」に改め、同項第３号中「平成31年３月31日」を「平成31年９月30日」に改め、同条第４項中「新条例第73条第１項」を「八戸市市税条例第73条の２第１項」に改め、同条第13項中「平成31年４月１日」を「平成31年10月１日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第５項の項中「平成31年４月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第６項の項中「平成31年９月30日」を「平成32年３月31日」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成30年10月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　第１条中八戸市市税条例第17条の２第２項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一

生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第24条第１項の改正規定並びに同条例附則第15条の２第３項の改正規定並びに次条第１項の規定　平成31年１月１日

⑵　第２条（次号に掲げる改正規定を除く。）　平成31年４月１日

⑶　第２条中八戸市市税条例第75条第３項の改正規定　平成31年10月１日

⑷　第１条中八戸市市税条例第17条第１項及び第３項並びに第28条第１項の改正規定並びに同条に３項を加える改正規定並びに次条第３項の規定　平成32年４月１日

⑸　第３条並びに附則第７条及び第８条の規定　平成32年10月１日

⑹　第１条中八戸市市税条例第17条の２第１項第２号の改正規定、同条第２項の改正規定（第１号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第21条の２及び第21条の５の改正規定並びに同条例附則第３条の５の改正規定並びに次条第２項の規定　平成33年１月１日

⑺　第４条並びに附則第９条及び第10条の規定　平成33年10月１日

⑻　第５条の規定　平成34年10月１日

⑼　第１条中八戸市市税条例附則第８条の２第17項を同条第18項とし、同条第16項の次に１項を加える改正規定　生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

（市民税に関する経過措置）

第２条　前条第１号に掲げる規定による改正後の八戸市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

２　前条第６号に掲げる規定による改正後の八戸市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

３　第１条の規定による改正後の八戸市市税条例（次条において「新条例」という。）第17条第１項及び第３項並びに第28条第10項から第12項までの規定は、前条第４号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条　別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第４条　別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第５条　平成30年10月１日前に地方税法第465条第１項に規定する売渡し又は同条第２項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第１項第１号及び第２号に規定する売渡しを除く。附則第８条第１項及び第10条第１項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（八戸市市税条例の一部を改正する条例（平成27年八戸市条例第52号）附則第３条第１項に規定する紙巻たばこ３級品を除く。以下この項及び第５項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（この条例（附則第１条各号に掲げる規定を除く。）による改正後の八戸市市税条例（第４項及び第５項において「30年新条例」という。）第73条の２第１項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号。附則第８条第１項及び第10条第１項において「所得税法等改正法」という。）附則第51条第１項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

２　前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第２号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。

３　前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年４月１日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の２の５様式による納付書によって納付しなければならない。

４　第１項の規定により市たばこ税を課する場合には、前３項に規定するもののほか、30年新条例第13条、第79条第４項及び第５項、第81条の２並びに第81条の３の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第13条	第79条第１項若しくは第２項、	八戸市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年八戸市条例第　　号。以下この条及び第２章第４節において「平成30年改正条例」という。）附則第５条第３項、
第13条第２号	第79条第１項若しくは第２項	平成30年改正条例附則第５条第２項
第13条第３号	第64条の６第１項の申告書、第79条第１項若しくは第２項の申告書又は第122条第１項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第５条第３項の納期限
第79条第４項	施行規則第34号の２様式又は第34号の２の２様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第２号様式
第79条第５項	第１項又は第２項	平成30年改正条例附則第５条第３項
第81条の２第１項	第79条第１項又は第２項	平成30年改正条例附則第５条第２項
	当該各項	同項
第81条の３第２項	第79条第１項又は第２項	平成30年改正条例附則第５条第３項

５　30年新条例第80条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第１項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の２の５又は第16条の４の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の５様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであ

った旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置）

第６条　平成30年10月１日から平成31年９月30日までの間における前条第４項の規定の適用については、同項の表第13条第３号の項中「第64条の６第１項の申告書、第79条第１項」とあるのは、「第79条第１項」とする。

（市たばこ税に関する経過措置）

第７条　別段の定めがあるものを除き、附則第１条第５号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第８条　平成32年10月１日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第９項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

２　前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第10条第２項において「平成30年改正規則」という。）別記第２号様式による申告書を平成32年11月２日までに市長に提出しなければならない。

３　前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年３月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の２の５様式による納付書によって納付しなければならない。

４　第１項の規定により市たばこ税を課する場合には、前３項に規定するもののほか、第３条の規定による改正後の八戸市市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第13条、第79条第４項及び第５項、第81条の２並びに第81条の３の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第13条	第79条第１項若しくは第２項、	八戸市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年八戸市条例第　　号。以下この条及び第２章第４節において「平成30年改正条例」という。）附則第８条第３項、
第13条第２号	第79条第１項若しくは第２項	平成30年改正条例附則第８条第２項
第13条第３号	第64条の６第１項の申告書、第79条第１項若しくは第２項の申告書又は第122条第１項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第８条第３項の納期限
第79条第４項	施行規則第34号の２様式又は第34号の２の２様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第２号様式
第79条第５項	第１項又は第２項	平成30年改正条例附則第８条第３項
第81条の２第１項	第79条第１項又は第２項	平成30年改正条例附則第８条第２項
	当該各項	同項
第81条の３第２項	第79条第１項又は第２項	平成30年改正条例附則第８条第３項

５　32年新条例第80条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第１項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の２の５又は第16条の４の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の５様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであ

った旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（市たばこ税に関する経過措置）

第９条　別段の定めがあるものを除き、附則第１条第７号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第10条　平成33年10月１日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

２　前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第２号様式による申告書を平成33年11月１日までに市長に提出しなければならない。

３　前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年３月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の２の５様式による納付書によって納付しなければならない。

４　第１項の規定により市たばこ税を課する場合には、前３項に規定するもののほか、第４条の規定による改正後の八戸市市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第13条、第79条第４項及び第５項、第81条の２並びに第81条の３の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第13条	第79条第１項若しくは第２項、	八戸市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年八戸市条例第　　号。以下この条及び第２章第４節において「平成30年改正条例」

		という。）附則第10条第３項、
第13条第２号	第79条第１項若しくは第２項	平成30年改正条例附則第10条第２項
第13条第３号	第64条の６第１項の申告書、第79条第１項若しくは第２項の申告書又は第122条第１項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第10条第３項の納期限
第79条第４項	施行規則第34号の２様式又は第34号の２の２様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第２号様式
第79条第５項	第１項又は第２項	平成30年改正条例附則第10条第３項
第81条の２第１項	第79条第１項又は第２項	平成30年改正条例附則第10条第２項
	当該各項	同項
第81条の３第２項	第79条第１項又は第２項	平成30年改正条例附則第10条第３項

5　33年新条例第80条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第１項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の２の５又は第16条の４の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の５様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

議案第100号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年６月５日　提出

八戸市長　　小　　林　　眞

理　由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する補償基礎額及び介護補償の額を引き上げるためのものである。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和36年八戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第７条の２第２項第１号中「105,130円」を「105,290円」に改め、同項第２号中「57,110円」を「57,190円」に改め、同項第３号中「52,570円」を「52,650円」に改め、同項第４号中「28,560円」を「28,600円」に改める。

別表中「

6,130円	7,893円	9,520円	10,763円	11,620円	12,363円
5,170円	6,148円	6,838円	7,995円	8,888円	9,350円

」を「

6,160円	7,923円	9,550円	10,788円	11,633円	12,375円
5,195円	6,175円	6,860円	8,013円	8,898円	9,360円

」に改める。

附　則

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　改正後の第７条の２第２項の規定は、平成30年４月１日以後に支給すべき理由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき理由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

3　改正後の別表の規定は、平成29年４月１日以後に支給すべき理由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき理由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

議案第101号

八戸市蕪島プロムナード公園条例の制定について

八戸市蕪島プロムナード公園条例を別紙のとおり制定する。

平成30年６月５日　提出

八戸市長　　小　　林　　眞

理　由

蕪島プロムナード公園を設置し、その管理について必要な事項を定めるためのものである。

八戸市蕪島プロムナード公園条例

（趣旨）

第１条　この条例は、市民が三陸復興国立公園種差海岸の蕪島地区に親しめる憩いの空間を創出するとともに、その魅力に来訪者が触れる機会を提供するため、プロムナード公園を設置し、その管理について必要な事項を定めるものとする。

（プロムナード公園の名称及び位置）

第２条　プロムナード公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

⑴　名称　八戸市蕪島プロムナード公園

⑵　位置　八戸市大字鮫町字下松苗場地内

（行為の制限）

第３条　八戸市蕪島プロムナード公園（以下「公園」という。）で次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

⑴　行商、募金その他これらに類する行為をすること。

⑵　業として写真又は映画を撮影すること。

⑶　興行その他これに類するものを行うこと。

⑷　集会その他これに類する催しのため公園の全部又は一部を独占的に使用すること。

２　市長は、公園の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に当たって、その使用について条件を付けることができる。

３　市長は、公園の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。

⑴　風俗又は公益を害するおそれがあると認めるとき。

⑵　建物又は附属物を損傷するおそれがあると認めるとき。

⑶　公園の管理に支障があると認めるとき。

⑷　集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

⑸　その他市長が不適当と認めるとき。

（占用の許可）

第４条　公園に工作物その他の物件又は施設を設けて公園を占用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

２　前条第２項及び第３項の規定は、前項の場合に準用する。

（使用料等）

第５条　第３条第１項又は前条第１項の許可を受けた者（以下これらを「使用者等」という。）

は、別表に定める使用料又は占用料（以下「使用料等」という。）を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料等の納付を延期することができる。

（使用料等の還付）

第6条　既に納付した使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

⑴　使用者等の責めによらない理由によって使用又は占用が不能となったとき。

⑵　公用又は公共用に供する必要があるため使用又は占用の許可を取り消したとき。

⑶　規則で定める期限までに使用又は占用の中止の申出があったとき。

（使用料等の減免）

第7条　市長は、公益上必要があると認められるとき、その他特別の理由があると認めるときは、その申請により使用料等を減額し、又は免除することができる。

（使用許可の取消し等）

第8条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくは条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

⑴　この条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用若しくは占用の許可の条件に違反したとき。

⑵　偽りその他不正の行為により使用又は占用の許可を受けたとき。

⑶　使用又は占用の許可後第3条第3項各号のいずれかに該当することが判明し、又は該当することとなったとき。

⑷　公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。

⑸　公園の保全又は占用に著しい支障が生じたとき。

⑹　その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

2　前項の規定（第6号の場合は、災害等による緊急の必要があるときに限る。）によりこの条例の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくは条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命じた場合において、当該取消し、停止若しくは変更又は命令により使用者等に損害を及ぼすことがあっても、市はその賠償の責めを負わない。

（目的外使用等の禁止）

第9条　使用者等は、公園の施設又は附属設備をその許可を受けた目的以外の目的に使用し、若しくは占用し、又はその権利を他に転貸し、若しくは譲渡してはならない。

（秩序保持）

第10条　使用者等は、公園の秩序保持及び施設の良好な保全に努めなければならない。

（使用者等の原状回復義務）

第11条　使用者等は、その使用又は占用を終わったとき、又は第８条第１項の規定によりこの条例の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくは条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命じられたときは、直ちにその使用場所を原状に回復しなければならない。ただし、同項第６号の場合において、市長がその義務を免除したときは、この限りでない。

２　使用者等が前項本文の規定による義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、使用者等からその費用を徴収する。

（損害賠償）

第12条　公園の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、市長の指示するところに従ってこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（委任）

第13条　この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

（過料）

第14条　次の各号のいずれかに該当する者は、５万円以下の過料に処する。

⑴　第３条第１項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者

⑵　第８条第１項の規定による市長の命令に違反した者

附　則

この条例は、平成30年７月１日から施行する。

別表（第５条関係）

１　第３条第１項各号に掲げる行為のため公園を使用する場合の使用料

行為の種類	単　　位	金　　額
行商、募金その他これらに類する行為	１件　１日につき	10,000円以内で市長が定める額
業として行う写真又は映画の撮影	写真機又は撮影機１台　１日につき	
興行その他これに類する行為	１㎡　１日につき	15円
集会その他これに類する行為	１㎡　１日につき	１円

備考

⑴　使用料の額は、この表に基づき算出した額に100分の108を乗じて得た額とする。

⑵　使用する面積が１㎡未満であるとき又はその面積に１㎡未満の端数があるときは、１㎡とする。

2　工作物その他の物件又は施設を設けて公園を占用する場合の占用料

占　用　物　件　名	金　　額
電柱類	電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第１に定める金額
管類、変圧塔、郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所	八戸市道路占用料徴収条例（昭和31年八戸市条例第３号）別表に定める金額
その他の工作物、物件又は施設	１㎡　　１月につき　140円 １日につき　５円

備考

⑴　占用物件の面積若しくは長さが１㎡若しくは１ｍ未満であるとき、又はその面積若しくは長さに１㎡若しくは１ｍ未満の端数があるときは、１㎡又は１ｍとする。

⑵　占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が１年未満であるとき、又はその期間に１年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお、１月未満の端数があるときは、１月を30日とする日割計算により計算する。

⑶　占用の期間が１月に満たない場合の占用料の額は、この表に基づき算出した額に100分の108を乗じて得た額とする。

議案第102号

八戸市立集会場条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市立集会場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年６月５日　提出

八戸市長　　小　　林　　眞

理　由

更上閣にぎわい広場を設置するためのものである。

八戸市立集会場条例の一部を改正する条例

八戸市立集会場条例（昭和38年八戸市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第１条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「の集会等の用に供するため八戸市立集会場（以下「集会場」という。）」を「が憩い、集える交流の場を提供するため集会場」に改め、「及び運営」を削る。

第２条に次の１項を加える。

２　八戸市更上閣に広場を設け、その名称及び位置は、次のとおりとする。

⑴　名称　八戸市更上閣にぎわい広場

⑵　位置　八戸市大字堤町９番３

第６条の見出しを「（使用の許可）」に改め、同条第１項中「集会場」を「八戸市更上閣（八戸市更上閣にぎわい広場（以下「広場」という。）を除く。以下「更上閣」という。）」に改め、同条第２項中「集会場」を「更上閣」に改め、同条に次の１項を加える。

３　指定管理者は、更上閣の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。

⑴　風俗又は公益を害するおそれがあると認めるとき。

⑵　建物又は附属物を損傷するおそれがあると認めるとき。

⑶　更上閣の管理に支障があると認めるとき。

⑷　集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

⑸　その他指定管理者が不適当と認めるとき。

第７条を次のように改める。

（行為の制限）

第７条　広場で次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

⑴　行商、募金その他これらに類する行為をすること。

⑵　業として写真又は映画を撮影すること。

⑶　興行その他これに類するものを行うこと。

⑷　集会、展示会その他これらに類する催しのため広場の全部又は一部を独占的に使用すること。

２　前条第２項及び第３項の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、これらの規定中「更上閣」とあるのは、「広場」と読み替えるものとする。

第８条の見出しを「（使用許可の取消し等）」に改め、同条第１項中「集会場の使用条件」を「第６条第１項又は前条第１項の使用許可を取り消し、その効力を停止し、若しくは条件」に、「その使用を停止し、若しくは使用許可を取り消す」を「行為の中止若しくは広場からの退去を命ずる」に改め、同項第３号中「前条各号」を「第６条第３項各号」に改め、同条第２項中「使用条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消した」を「使用許可を取り消し、その効力を停止し、若しくは条件を変更し、又は行為の中止若しくは広場からの退去を命じた」に、「変更、停止又は取消しにより第６条の規定により集会場」を「取消し、停止若しくは変更又は命令により第６条第１項又は前条第１項」に改める。

第９条の見出し中「開館時間」を「開場時間」に改め、同条第１項中「集会場」を「更上閣」に改め、同条第２項中「開館時間」を「開場時間」に改める。

第12条第１項中「第６条の規定による許可」を「第６条第１項又は第７条第１項の使用許可」に改める。

第14条中「その申請により」を削り、「減免する」を「減額し、又は免除する」に改める。

第17条中「集会場内又は集会場敷地内」を「更上閣」に改める。

第18条第２項中「そのための参集者」を「入場者」に、「当該職員」を「係員」に改める。

第20条第１項中「終った」を「終わった」に、「使用を停止されたとき、若しくは使用許可を取り消された」を「第８条第１項の規定により使用許可を取り消し、その効力を停止し、若しくは条件を変更し、又は行為の中止若しくは広場からの退去を命じられた」に改め、同項ただし書中「第８条第１項第４号」を「同項第４号」に改める。

第21条中「集会場の使用について使用者又はそのための参集者が、」を削り、「施設又は」を「施設、」に、「ときは、その使用者」を「者」に、「定める」を「指示する」に、「よって」を「従ってこれを原状に回復し、又は」に改め、本則に次の１条を加える。

（過料）

第23条　次の各号のいずれかに該当する者は、５万円以下の過料に処する。

⑴　第７条第１項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者

⑵　第８条第１項の規定による指定管理者の命令に違反した者

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

１　更上閣使用料

使用時間 使用場所	基本区分			複合区分		
	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで	午前8時30分から午後4時30分まで	午後1時から午後9時まで	午前8時30分から午後9時まで
	円	円	円	円	円	円
大広間	1,680	1,680	1,800	3,370	3,490	5,180
会議室	940	940	1,080	1,910	2,040	3,010
1号室	340	340	460	710	830	1,200
2号室	340	340	460	710	830	1,200
3号室	340	340	460	710	830	1,200

備考

(1) 暖房料は、ストーブ1台（4時間までごと）につき250円とする。

(2) 専ら営利を目的として使用する場合の使用料は、当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。

(3) やむを得ない理由により、あらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、1時間以内に限り延長できるものとし、その延長に係る使用料は、当該使用時間の基本区分使用料の5割に相当する額とする。

(4) この表に基づいて算出した使用料に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 第7条第1項各号に掲げる行為のため広場を使用する場合の使用料

行為の種類	単　　位	金　　額
行商、募金その他これらに類する行為	1件　1日につき	10,000円以内で市長が定める額
業として行う写真又は映画の撮影	写真機又は撮影機1台 1日につき	
興行その他これに類する行為	1㎡　1日につき	15円
集会、展示会その他これらに類する行為	1㎡　1日につき	1円

備考

(1) 使用料の額は、この表に基づき算出した額に100分の108を乗じて得た額とする。

(2) 使用する面積が1㎡未満であるとき又はその面積に1㎡未満の端数があるときは、1㎡とする。

附　則

この条例は、平成30年７月１日から施行する。

議案第103号

八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年6月5日　提出

八戸市長　　小　　林　　眞

理　由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格について、要件を拡大するとともに、規定の整備をするためのものである。

八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八戸市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第10条第３項第４号を次のように改める。

⑷　教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第４条に規定する免許状を有する者

第10条第３項に次の１号を加える。

⑽　５年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第104号

八戸市乳幼児等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市乳幼児等医療費給付条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年６月５日　提出

八戸市長　　小　　林　　眞

理　由

外来による療養の給付を受けた小学校及び中学校に就学している者を子ども医療費の給付対象とするとともに、その他所要の改正をするためのものである。

八戸市乳幼児等医療費給付条例の一部を改正する条例

八戸市乳幼児等医療費給付条例（平成５年八戸市条例第30号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

八戸市子ども医療費給付条例

第１条の見出しを「（目的）」に改め、同条中「乳児、幼児及び児童」を「子ども」に、「場合」を「場合に」に、「乳幼児等医療費」を「子ども医療費」に改める。

第２条中「それぞれ」を削り、同条第１号を次のように改める。

⑴　子ども　18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者をいう。

第２条中第２号及び第３号を削り、同条第４号中「乳児、幼児又は児童」を「子ども」に改め、同号を同条第２号とし、同条第５号を同条第３号とする。

第３条第１項中「乳幼児等医療費」を「子ども医療費」に、「乳児、幼児又は児童（以下「乳幼児等」を「子ども（以下単に「子ども」に改め、同条第２項中「乳幼児等医療費」を「子ども医療費」に改め、同項ただし書中「乳幼児等が」を「子どもが」に改め、同項第２号中「乳幼児等」を「子ども」に改める。

第４条の見出しを「（子ども医療費の給付）」に改め、同条第１項中「乳幼児等医療費」を「子ども医療費」に、「乳幼児等が」を「子どもが」に、「児童」を「15歳に達する日後の最初の４月１日から18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子ども」に改め、同条第２項中「乳幼児等医療費」を「子ども医療費」に、「乳幼児等が」を「子どもが」に改める。

第５条第１項を次のように改める。

子ども医療費の給付は、第７条第２項の受給資格証の交付を受けた日以後、子どもが18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間に受けた療養の給付について行うものとする。

第５条第２項中「乳幼児等医療費」を「子ども医療費」に改める。

第６条第１項中「乳幼児等医療費」を「子ども医療費」に、「乳幼児等が」を「子どもが」に改める。

第７条第１項中「乳幼児等医療費」を「子ども医療費」に改める。

第９条中「乳幼児等が」を「子どもが」に、「乳幼児等医療費」を「子ども医療費」に改める。

第10条の見出しを「（子ども医療費の返還）」に改め、同条中「乳幼児等医療費」を「子ども医療費」に改める。

第11条中「乳幼児等医療費」を「子ども医療費」に改める。

別表中「乳幼児等」を「子ども」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の八戸市子ども医療費給付条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた療養の給付に係る医療費の給付について適用し、施行日前に受けた療養の給付に係る医療費の給付については、なお従前の例による。

（準備行為）

3　改正後の条例第7条の規定による受給資格証の交付の申請手続その他受給資格証の交付に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

（八戸市個人番号の利用に関する条例の一部改正）

4　八戸市個人番号の利用に関する条例（平成27年八戸市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「八戸市乳幼児等医療費給付条例」を「八戸市子ども医療費給付条例」に、「乳幼児等医療費の」を「子ども医療費の」に改める。

（八戸市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部改正）

5　八戸市ひとり親家庭等医療費給付条例（平成3年八戸市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号中「八戸市乳幼児等医療費給付条例」を「八戸市子ども医療費給付条例」に、「乳幼児等医療費の」を「子ども医療費の」に、「第2条第4号」を「第2条第2号」に、「乳幼児等（」を「子ども（」に、「乳幼児等を」を「子どもを」に改める。

（八戸市国民健康保険条例の一部改正）

6　八戸市国民健康保険条例（昭和34年八戸市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「八戸市乳幼児等医療費給付条例」を「八戸市子ども医療費給付条例」に改める。

議案第105号

八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年６月５日　提出

八戸市長　　小　　林　　眞

理　由

地方税法施行令の一部改正に伴い、基礎課税額に係る課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の減額に係る基準を緩和し、その他所要の改正をするためのものである。

八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

八戸市国民健康保険税条例（昭和30年八戸市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項ただし書中「54万円」を「58万円」に改める。

第24条中「54万円」を「58万円」に改め、同条第２号中「27万円」を「275,000円」に改め、同条第３号中「49万円」を「50万円」に改める。

第25条の２第２項中「を提出する場合には」を「の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　改正後の八戸市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第106号

八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年６月５日　提出

八戸市長　　小　　林　　眞

理　由

介護保険法施行規則等の一部改正に伴い、看護小規模多機能型居宅介護事業者の指定を受けることができる者に病床を有する診療所の開設者を加え、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の提供に当たる者に係る規定の整備をするとともに、その他所要の改正をするためのものである。

八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年八戸市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第５条中「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）」を加える。

第７条第１号中「定める者」の次に「（施行規則第22条の23第１項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第18条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第48条第１項中「定める者」の次に「（施行規則第22条の23第１項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第191条中「第17条の10」を「第17条の12」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第107号

八戸市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年６月５日　提出

八戸市長　　小　　林　　眞

理　由

旅館業法の一部改正に伴い、ホテル営業等の施設に係る構造設備の基準を緩和するとともに、衛生措置の基準を整備するためのものである。

八戸市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

八戸市旅館業法施行条例（平成28年八戸市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第２条を次のように改める。

（構造設備の基準）

第２条　旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）第１条第２項第７号の条例で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、収容定員に応じた十分な広さの客室を有することとする。

２　政令第１条第３項第５号の条例で定める下宿営業の施設の構造設備の基準は、収容定員に応じた十分な広さの客室を有することとする。

第５条第２号を次のように改める。

⑵　照明設備は、施設内のそれぞれの場所で宿泊者の安全衛生上又は業務上の必要な照度を満たすものとすること。

第５条第３号中「洗面所、便所等は、」を「洗面所等（便所を除く。）は定期的に、便所は」に改め、同条第９号中「及び枕カバー」を「、枕カバー等直接人に接触するもの」に改め、同条中第10号及び第11号を削り、第12号を第10号とする。

第６条第２項を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第108号

八戸市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市駐車場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年６月５日　提出

八戸市長　　小　　林　　眞

理　由

中央駐車場の供用開始に伴い、その位置を変更し、定期駐車料金の額を改定するとともに、市庁別館前駐車場を廃止するためのものである。

八戸市駐車場条例の一部を改正する条例

八戸市駐車場条例（昭和52年八戸市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第２条の表中八戸市庁別館前駐車場の項を削る。

第６条第１項ただし書中「及び八戸市庁別館前駐車場」を削る。

附則第２項を削り、附則第１項の項番号を削る。

別表中「八戸市中央駐車場
八戸市庁別館前駐車場」を「八戸市中央駐車場」に改め、「（八戸市庁別館前駐車場を除く。）」を削り、「6,480円」を「12,960円」に改め、同表備考１中「及び八戸市庁別館前駐車場」を削る。

附　則

この条例は、平成30年７月28日から施行する。

議案第109号

八戸市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年６月５日　提出

八戸市長　　小　　林　　眞

理　由

館鼻公園に指定管理者制度を導入するためのものである。

八戸市都市公園条例の一部を改正する条例

八戸市都市公園条例（昭和40年八戸市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第３条中「運動公園」の次に「、近隣公園のうち館鼻公園」を加える。

附　則

この条例は、平成31年４月１日から施行する。

議案第110号

八戸市体験学習施設条例の制定について

八戸市体験学習施設条例を別紙のとおり制定する。

平成30年６月５日　提出

八戸市長　　小　　林　　眞

理　由

体験学習施設を設置し、その管理について必要な事項を定めるためのものである。

八戸市体験学習施設条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地域の歴史及び文化並びに東日本大震災の記憶を伝承するとともに、これらの体験学習を通じた地域住民の交流の場を提供することにより、地域づくりに対する理解の促進及び地域住民の連帯感の醸成を図るため、体験学習施設を設置し、その管理について必要な事項を定めるものとする。

（体験学習施設の名称及び位置）

第２条　体験学習施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

⑴　名称　八戸市みなと体験学習館

⑵　位置　八戸市大字湊町字館鼻67番地７

（事業）

第３条　八戸市みなと体験学習館（以下「体験学習館」という。）は、次の事業を行う。

⑴　地域の歴史及び文化に関する資料等の展示に関する事業

⑵　地震及び津波による災害その他八戸市の災害に関する資料等の展示に関する事業

⑶　地域の歴史及び文化並びに防災に関する体験学習事業

⑷　前３号に掲げる事業の情報発信に関する事業

⑸　その他体験学習館の設置目的を達成するために必要な事業

（指定管理者による管理）

第４条　体験学習館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者の業務）

第５条　指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

⑴　第３条に規定する事業の企画及び実施に関する業務

⑵　体験学習館の使用の許可に関する業務

⑶　体験学習館の施設、設備等の維持管理に関する業務

⑷　その他市長が必要と認める業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第６条　指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、体験学習館の管理を行わなければならない。

（使用の許可及び条件）

第７条　体験学習館を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2　指定管理者は、体験学習館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に当たって、その使用について条件を付けることができる。

（使用制限）

第8条　指定管理者は、体験学習館の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。

⑴　風俗又は公益を害するおそれがあると認めるとき。

⑵　建物又は附属物を損傷するおそれがあると認めるとき。

⑶　体験学習館の管理に支障があると認めるとき。

⑷　集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

⑸　その他指定管理者が不適当と認めるとき。

（使用条件の変更等）

第9条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、体験学習館の使用条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用許可を取り消すことができる。

⑴　この条例若しくはこれに基づく規則又は使用許可の条件に違反したとき。

⑵　偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。

⑶　使用の許可後前条各号のいずれかに該当することが判明し、又は該当することとなったとき。

⑷　公益上やむを得ない理由が生じたとき。

2　前項の規定（第4号の場合は、災害等による緊急の必要があるときに限る。）により使用条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消した場合において、当該変更、停止又は取消しにより、第7条第1項の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）に損害を及ぼすことがあっても、市及び指定管理者はその賠償の責めを負わない。

（利用料金）

第10条　体験学習館の使用者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2　市長は、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

（利用料金の承認）

第11条　利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

2　指定管理者は、前項の承認を受けたときは、速やかにその利用料金を公表しなければならない。

（利用料金の還付）

第12条　既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、災害その他不可抗力により使用できなくなったとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（利用料金の減免）

第13条　指定管理者は、公益上必要があると認められるとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（目的外使用等の禁止）

第14条　使用者は、体験学習館の施設又は附属設備を、その許可を受けた目的以外の目的に使用し、又はその権利を他に転貸し、若しくは譲渡してはならない。

（特別設備の設置等の許可）

第15条　使用者が体験学習館の使用に当たって、特別の設備を設置し、又は特殊物品の搬入をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

（秩序保持）

第16条　使用者及び入館者は、体験学習館の秩序保持及び施設の良好な保全に努めなければならない。

2　使用者及び入館者は、常に係員の指示に従わなければならない。

（入館の拒否等）

第17条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、退館を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。

⑴　感染性疾患があると認められる者

⑵　体験学習館の秩序又は公益を害するおそれがあると認められる者

⑶　係員の指示に従わない者

⑷　その他管理上入館を不適当と認める者

（使用者の原状回復義務）

第18条　使用者は、その使用を終わったとき、又は第9条第1項の規定により使用を停止されたとき、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。ただし、同項第4号の場合において、指定管理者がその義務を免除したときは、この限りでない。

2　使用者が前項本文の規定による義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、使用者からその費用を徴収する。

（損害賠償）

第19条　体験学習館の施設、設備、資料等を損傷し、又は滅失した者は、市長の指示するところに従ってこれを原状に回復し、又はその損害の賠償をしなければならない。

（委任）

第20条　この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附　則

1　この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2　この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第11条関係）

利用料金の上限額

区　　分	金　　額	
カフェブース	月額	52,200円
湊ワイドスコープ展示ブース	1日につき	5,410円
地域のあゆみ展示ブース	1時間につき	410円
防災グッズ展示コーナー	1日につき	320円
多目的室	1時間につき	290円

備考

1　使用期間が1月に満たないときは、1月を30日とする日割計算により計算する。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2　電気料、水道料等は、別に実費を徴収することができる。

議案第111号

処分事件の報告及びその承認を求めることについて

地方自治法第179条第１項の規定により別紙のとおり処分したから報告し、承認を求める。

平成30年６月５日　提出

八戸市長　　小　　林　　　　眞

理　由

市債の決定、市債管理基金等の積立て、地方消費税交付金、地方交付税、除雪経費等の増額及び市税の減額のため、平成29年度八戸市一般会計補正予算を定めることを処分したものについて、その承認を求めるものである。

処分第17号

平成29年度八戸市一般会計補正予算を定めることの処分について

平成29年度八戸市一般会計補正予算を次のとおり定めることを地方自治法第179条第１項の規定により処分する。

平成30年３月30日

八戸市長　　小　　林　　眞

平成29年度八戸市一般会計補正予算　　別冊

議案第112号

指定ごみ袋の買入れについて

別紙のとおり指定ごみ袋を買い入れる。

平成30年６月５日　提出

八戸市長　　小　　林　　眞

理　由

指定ごみ袋を買い入れるためのものである。

1　品名及び数量

品　　名	数　　量
家庭系可燃物用45リットル	6,084,000枚
家庭系可燃物用30リットル	3,168,000枚
家庭系可燃物用20リットル	1,104,000枚
家庭系不燃物用45リットル	286,000枚
家庭系不燃物用30リットル	192,000枚
家庭系不燃物用20リットル	144,000枚
ボランティア可燃物用45リットル	52,000枚
ボランティア可燃物用30リットル	32,000枚
ボランティア不燃物用30リットル	32,000枚
計	11,094,000枚

2　買入金額　　69,701,256円